内閣総理大臣安倍晋三殿厚生労働大臣根本匠殿衆議院議長大島理森殿参議院議長伊達忠一殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14 日本同盟基督教団「教会と国家」委員会 委員長 柴田智悦

靖国神社春季例大祭への真榊奉納等に対する抗議声明

私たち日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2019年4月21日、安倍晋三首相、根本匠厚生労働相、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長が、靖国神社の春季例大祭に合わせて真榊を奉納し、4月23日、超党派の「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の衆参議員71人が靖国神社に参拝したことに対して以下の理由で強く抗議いたします。

1. 抗議の対象とする事実

2019 年 4 月 21 日、靖国神社の春季例大祭に合わせ安倍首相は「内閣総理大臣」の肩書で、また加藤 勝信厚生労働相、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長もそれぞれ真榊を奉納しました。さらに続 く 23 日、超党派の「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に属する衆参議員 71 名(代理 71 名 を含めると合計 142 名)が靖国神社を参拝し、会長の尾辻秀久元厚生労働相は、安倍首相が参拝を見送 ったことに対して「残念だが、国のためという判断をしたのであればご祭神はご理解なさると思う」と 述べました。

2. 私たちの信仰の自由を侵害したこと

まず、「真榊」は神事における祭具としての供え物であり、首相や国務大臣、衆参両院議長が一宗教法人である靖国神社に「真榊」を奉納することは、国の機関として神事に参加することを意味しています。また、国会議員が集団で、また代理によったとしても靖国神社を参拝することは、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」、という憲法第20条3項の「宗教的活動」にあたり、第20条1項の特定の宗教団体が「国から特権を受け」ることにもなりますので、政教分離原則に明らかに違反しています。

また、上記の宗教行為は、再び靖国神社の国家護持化が進むのではないか、との危惧を抱かせます。かつて日本の教会は、戦時下において神社参拝を強要されたときに抵抗することができず、自ら国家に従い、その結果、偶像礼拝の罪を犯しました。そればかりか、当時植民地とした国々のキリスト教徒に対する神社参拝の強要に協力さえしてしまいました。私たちはそのことを悔い改め、二度とそのような時代を来させてはならないと考えています。ところが、今後も首相・閣僚らによる靖国神社への真榊奉納や、国会議員らの参拝が続くならば、再び戦前戦中のように神社参拝が国民に強要され、唯一の神である主だけを礼拝すべきという私たちの教義に反する行為が「社会的儀礼」の名の下に強要されることになり、私たちの信仰の自由が奪われることになるのではないかと懸念されるのです。

3. 軍国主義復活の恐れがあること

かつて日本は、靖国神社を精神的支柱としてアジア諸国を侵略し、植民地支配を行い、多くの人々の生命と尊厳を蹂躙しました。それゆえ日本国憲法は、第20条において政教分離原則を定め、信教の自由を

保障するのみならず、靖国神社を精神的支柱とする軍国主義の再興を防いでいるのです。

ところが靖国神社は、過去の日本が犯した侵略戦争を「アジア解放の戦争」「自存自衛の正義の戦い」 と美化しています。そのため、上記の宗教行為はこのような靖国神社の考え方を支持することになり、日本における軍国主義の復活を彷彿とさせ、アジア諸国に対して脅威を抱かせることにもなります。

実際、衆参議員の参拝に対して韓国外務省は、「日本政府と議会の指導者たちが、侵略戦争を美化している靖国神社に再び参拝したことに深い失望と遺憾を表明する」「日本が正しい歴史認識を土台に、間違った過去の歴史について、省察と反省を通して周辺国と国際関係の信頼を回復し、平和の道を歩いていくことを期待する」と述べています。

以上の理由から私たちは、主イエス・キリストを唯一の神と告白し、信仰の良心に基づいて平和を祈り 求める者として、今回の首相・閣僚らによる靖国神社への真榊奉納、および衆参議員らの参拝に対し強く 抗議いたします。

「あなたには、わたし以外に、ほかの神があってはならない」「あなたは自分のために偶像を作ってはならない」「それらを拝んではならない。それらに仕えてはならない」(旧約聖書 出エジプト記 20:3~5)